

子どものために保育士配置基準の引き上げと労働条件改善による保育士の増員を求める意見書

保育施設は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源となっている。

保育施設の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い基準のまま放置され、現場の職員の負担が増大している。保育施設での事故が増加している現状を踏まえれば、現在の保育士配置基準は不十分であり、子どものいのちと安全を守るためにも、保育士の増員が喫緊の課題である。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定した。その中で「75年ぶりの配置基準改善」として、①1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、②4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれた。

こういった項目が盛り込まれたことは、大きな前進であるが、確実に実施させるためにも国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。
- 2 配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応ではなく、基準の改定で実施すること。
- 3 保育士増員施策を強化・推進すること。
- 4 保育士不足の状況を鑑み、各職場で増員が図れるようにするために保育士等の賃金を引き上げること、休暇を取得しやすい環境の確保及び早期離職の防止等労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月25日

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
内閣府特命担当大臣(こども政策)		
こども家庭庁長官		

兵庫県丹波市議会
議長 垣内 廣明